

発 言 通 告 書

令和 7 年 9 月 11 日

松山市議会議員 原 俊 司 殿

松山市議会議員 梶 原 時 義

次のとおり通告します。

発言順位	1 1	受領日時	9 月 11 日 午前・午後 11 時 40 分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式 ・ 一括方式			発言時間 約 30 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・農業委員会会長 ・監査委員 ・公営企業管理者			

No	件 名	発 言 の 要 旨
1	参議院選挙で差別や排外主義をあ おる言葉が氾濫したことについて	参議院選挙において、SNS だけでなく立候補者のフェイクを含め、差別 や排外主義をあおる発言が氾濫したことで、学校現場において露骨な 差別や分断、いじめが顕在化していないか心配している。2 学期を迎 え、外国にルーツを持つ児童・生徒が孤立することなく安心して学べる 環境を保証するためには、教育委員会の積極的な関与が必要と考える が、このことについて具体的な対応を求めるとともに教育長の見解を問 う。
2	生活保護受給者の保護費減額は違 法との最高裁判決を受けて、市長 は、受給者への謝罪及び被害回復 のための遡及支給を急ぐべきではな いか。	(1) 最高裁判所は 6 月 27 日、厚生労働省の生活保護基準引下げは違 法との判決を出した。また本市においても松山地方裁判所が本市の 保護費減額処分は違法との判決を出していた。本市は最高裁判決を 真摯に受け止め、国の判断を待つまでもなく、取りあえず、高松高裁 の控訴を取り下げるのが、被害者に対する最低限の謝罪と思うがどう か。取り下げる気はないのか。 (2) 最高裁で判決が出た以上、判例上も被告の松山市が勝訴する見 込みはなく、いたずらに時間をかけるのは、本市に課せられた憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」市民 に対する義務違反であるだけでなく、被告である本市の弁護士費用 など、無駄に税金を垂れ流す結果になると思うが、市長は原告を含め た被害者に謝罪と被害回復の遡及支給を行うべきだと考えるがどう か。 また、いつまで国待ち姿勢を続けるのか。
3	2015 年に発表した JR 松山駅の車両 基地跡地利用に関する基本構想に はアリーナの「ア」の字もなく、文化 芸術活動の拠点を目指すとするが、	(1) JR 松山駅の車両基地跡地の利用計画は 2012 年から審議会によ り、2 年間もの審議の後、2015 年に「音楽、美術、文学、演劇、舞踊な ど情報文化の拠点をめざす」と発表した。施工直前の 2025 年にな ってどうして突然アリーナに変更したのか。

[illegible]